

(案)

江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する  
環境保全の見地からの意見について (答 申)

市 川 市 環 境 審 議 会

市 環 審 第 30-8 号

平成 30 年 8 月 日

市川市長 村 越 祐 民 様

市川市環境審議会

会 長 平 原 隆 史

江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に  
対する環境保全の見地からの意見について (答 申)

平成 30 年 7 月 19 日付、市川第 20180711-0157 号で当審議会に諮問のあったこのことについては、その重要性に鑑み慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

江戸川清掃工場は、旧江戸川を挟み、本市の行徳地域に隣接し、東京二十三区清掃一部事務組合が管理している一般廃棄物の焼却処理施設である。

同工場は、平成 9 年に竣工して以来平成 30 年 3 月現在で 21 年が経過しており、耐用年数及び整備期間等を考慮して一日当たりの可燃ごみ処理能力 600 トンの同規模での建替えを進め、ごみの確実な処理体制を維持することとしている。

また、当該事業は、東京都環境影響評価条例に基づく対象事業であり、当該事業に係る環境影響評価書案では、本市域の生活環境等に対する配慮がなされているが、懸念される事項について別紙のとおり意見を付す。

1. 事業の実施にあたっては、本環境影響評価書案に則り実施することは勿論のこと、今回、予測・評価項目としなかった水質汚濁等の項目も含め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じること。
2. 敷地内の緑化やエネルギーの有効利用については、地球規模の問題である温暖化対策に資するものであることから、実行可能かつ積極的な措置を講じること。
3. 具体的な工事計画の策定段階において、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、大気汚染、騒音及び振動はもとより、近隣住民や通学児童等への安全配慮の観点からも、関係機関と協議を実施し、万全な対策を講じること。
4. 工事の施行中及び完了後において、本環境影響評価書案に記載された環境保全のための措置が十分でないことにより周辺的生活環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応すること。